

325
258

松陰神社温故録



始



松陰神社溫故錄

325-258

刊行ノ辭

我校友會ハ、茲ニ此小冊子ヲ刊行ス。是レ予ノ大ニ本懐トスル所ナリ。抑々萩
 中學校教諭安藤紀一氏ハ、郷土史研究ニ熱心ニシテ、實ニ其一權威タリ。而シ
 テ予曾テ松陰神社ニ關スル事項ニ就キ、親シク氏ノ説明ヲ求メタリシ時、氏
 ハ、此冊子ノ原稿タルベキ者ヲ示サル、直ニ讀了シテ、其求メントスルモノ以
 上ニ之ヲ審ニ知リ得タルコトハ、衷心愉快ニ堪ヘザルナリ。願フニ、世ニ必ズ以
 予ト等シク松陰神社ニ就キテ知ラント欲シテ未ダ其望ヲ満足スルコト
 ハザルモノアラゾ。乃チ之ヲ印刷ニ附シテ、筆寫ノ勞ニ代ヘ、以テ有志ノ人
 示サントス。幸ニ、松陰神社ヲ審ニ紹介シ得ルコト、モナラバ、獨リ我會
 榮ニ止ラザルベシ。聊、一言シテ刊行ノ意ヲ明ニス。

大正六年六月 日

萩中學校校友會長 岩田博藏





弁言

吉田松陰先生は、一代の偉人にして、萬世の師表なり。凡そ有志の士は、其遺風を仰ぎて、之に私淑せむことを思はざるはなし。故に、言、忠君愛國に及べば、松陰を思ひ、言、攻學進取に及べば、松陰を思ひ、言、至誠獻身に及べば、松陰を思ひ、之を思ひてやまず、更に深く其事蹟を究めむと欲す。是實に至情の已むを得ざるものなり。况や、身一たび巴城に入り、歩を松下に枉ぐる人、豈低回顧望して、景慕の念の切なることなきを得むや。松陰神社創建以來此に十年。鄰里郷黨の人は論なく、遠近四方より過拜するもの、日々に相踵ぎ、先生の遺物を觀て俯仰感嘆する、固より其所なり。然れども、余猶憾む、其人、徒に塋舎を見て、當時塋風の何如を知ることを得ず。徒に遺墨を展覽して、其來歴を知るを得ざるものあり、之に類して、諸般の事物を漠然看過し、或は皮相の觀察に止りて、感得興起する所深大ならざるもの多きを。是、他なし、先生の傳記は世に多きも、其物に就きて解説を下すの適切手段を行ふ編著なければなり。余是に於てこの闕典を補はむと欲し、松陰神社の記事を中心として、其敷地内設備の

諸物に就きて説明を起し、總説分叙して、是書を編し、以て探討者の一瞥に供せむとす。願ふに、余や淺學、且、生れて先生生時に及ばず。故に、今記述する所は、一に記録に徴し傳聞に得るもののみなり。然れども、苟も自ら責を知りて筆を執れば、事の虚實を甄別するに、敢て吾力を盡さずんばあらず。己に編したりて、更に之を古老識者に質し、曩日信疑相半して筆を下すに苦みし者、漸く確的なることを得たり。而して猶記述の當を失ふものは、當に教に従ひて之を補修すべきのみ。因りて、弁言して其由を明にすと云ふ。

大正六年四月

萩 後學 安藤紀一 識す

目次

松陰神社敷地略圖	
松下村塾間取平面圖	
總説	
分説	神殿四 舊松下村塾舎七 祭器圖書庫十九
	米搗臺保存舎二十四 社務所二十八
附録	松陰先生年譜略四十九
	吉田杉兩家關係略系

江戶神田區圖

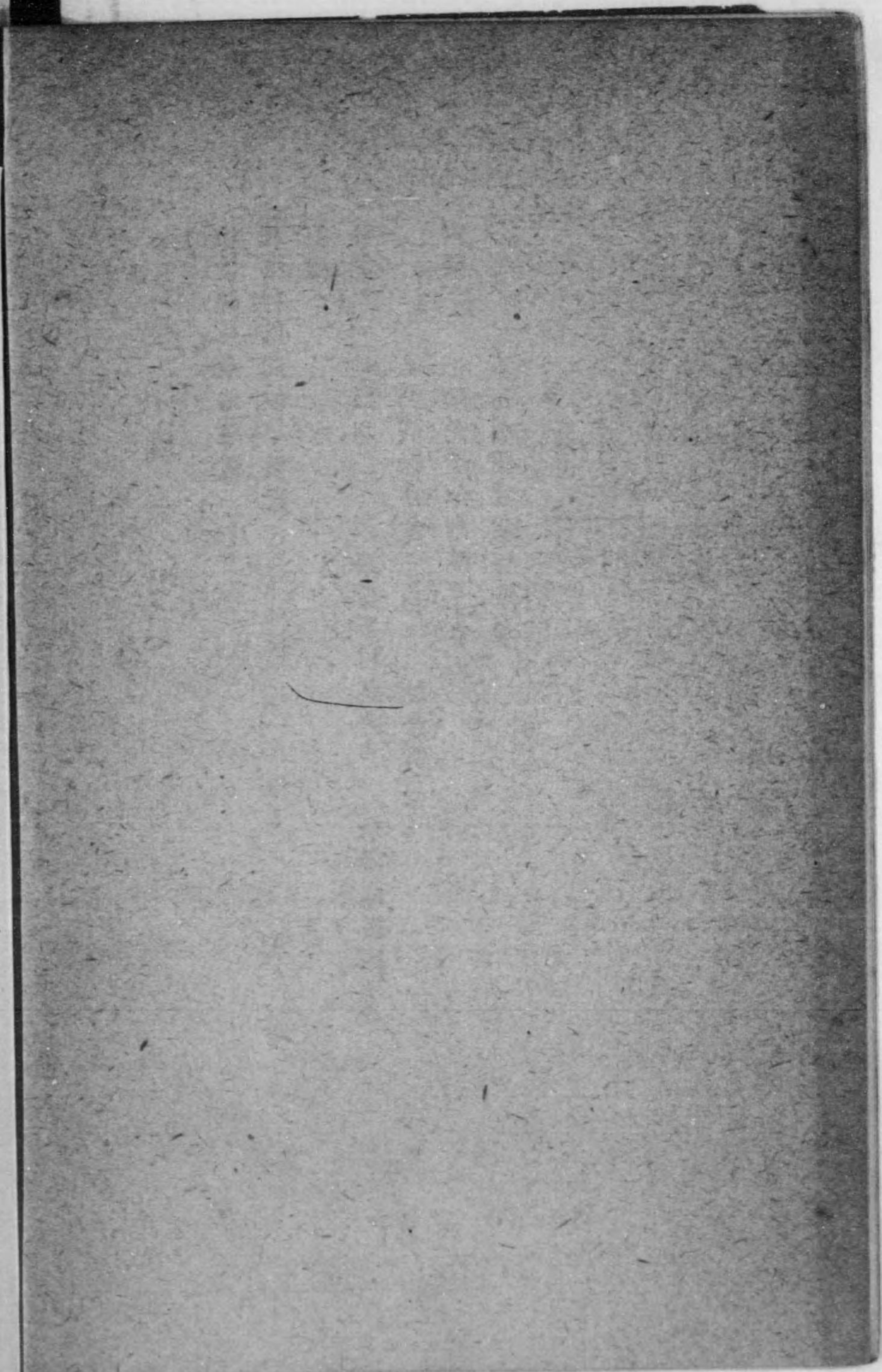


本町

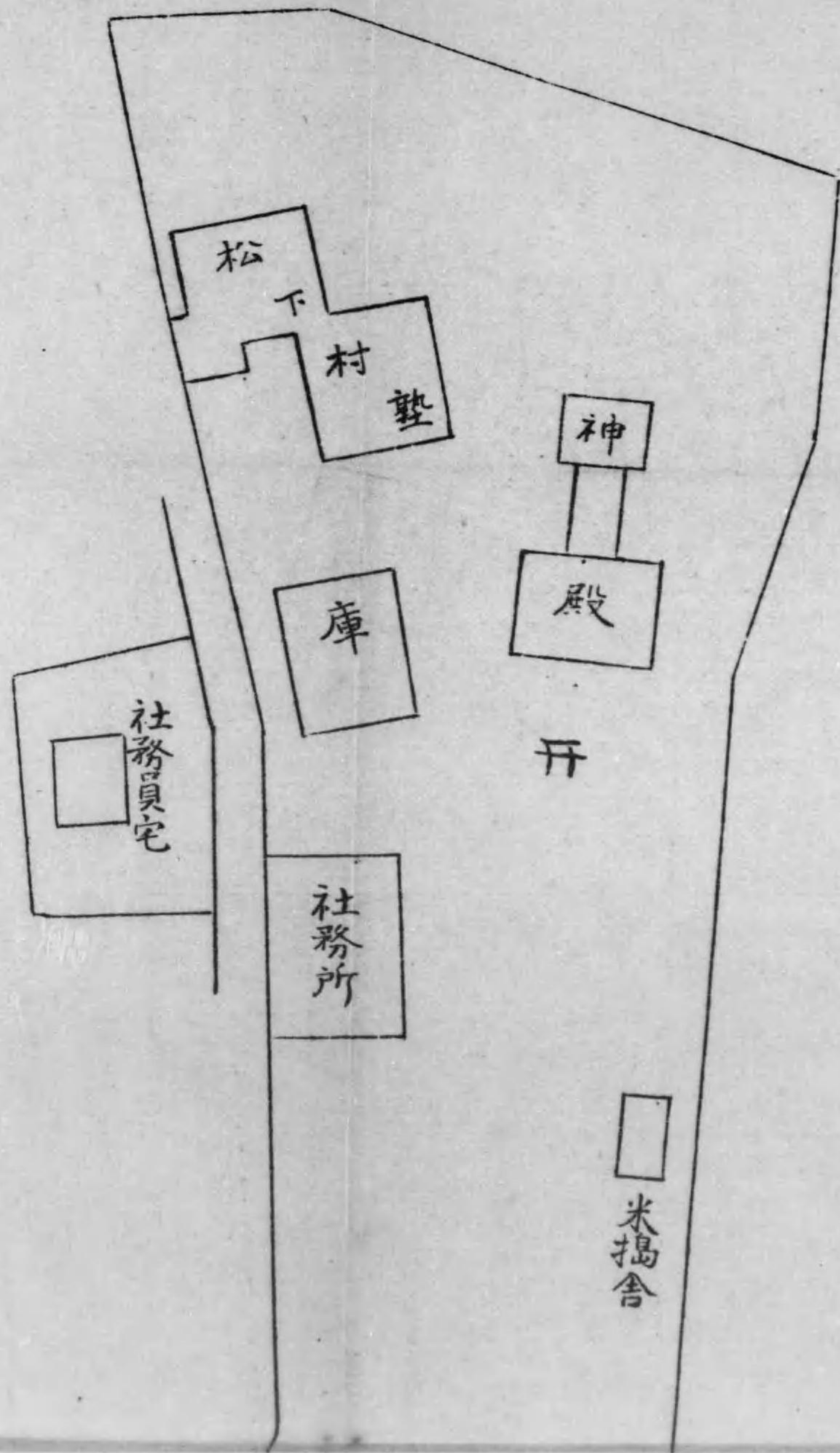
本町

揚舎

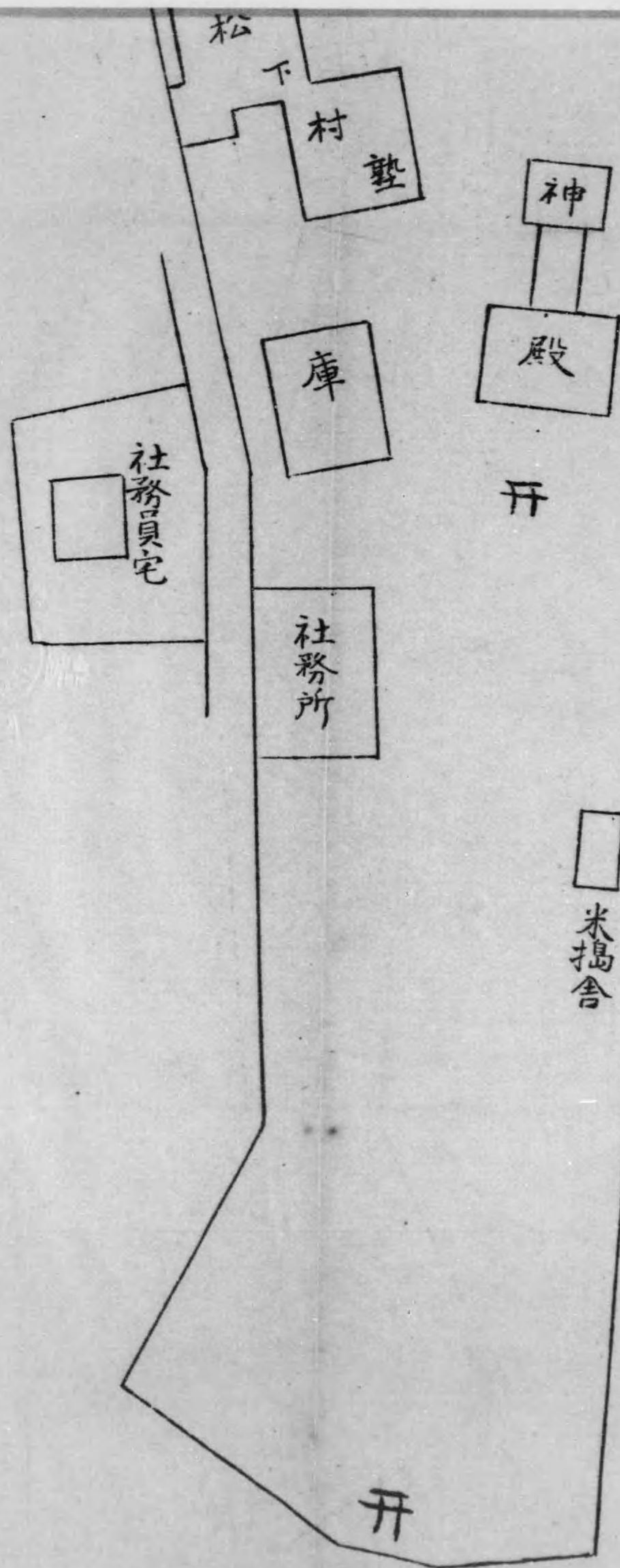
井

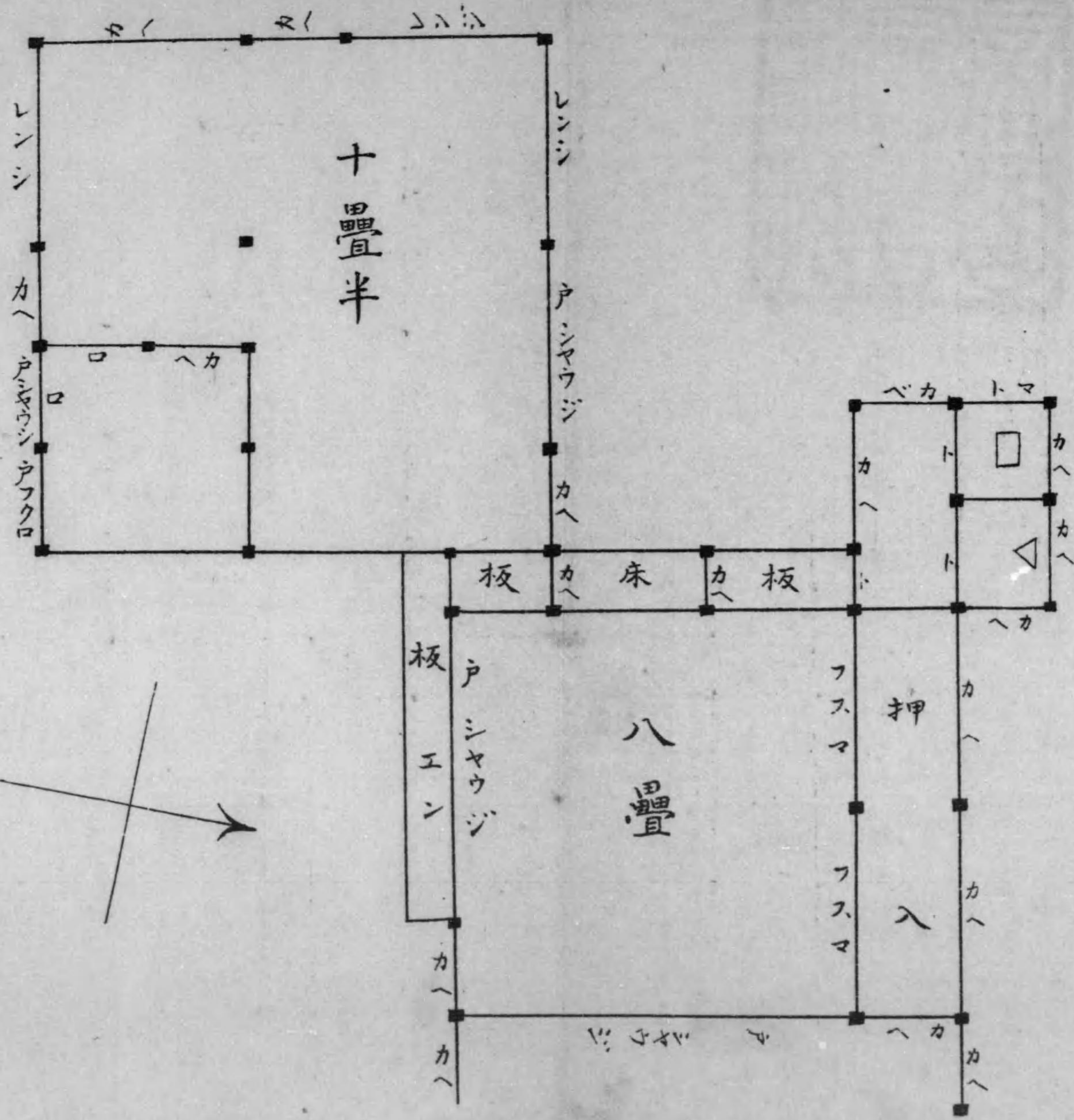


松陰神社敷地略圖



略圖

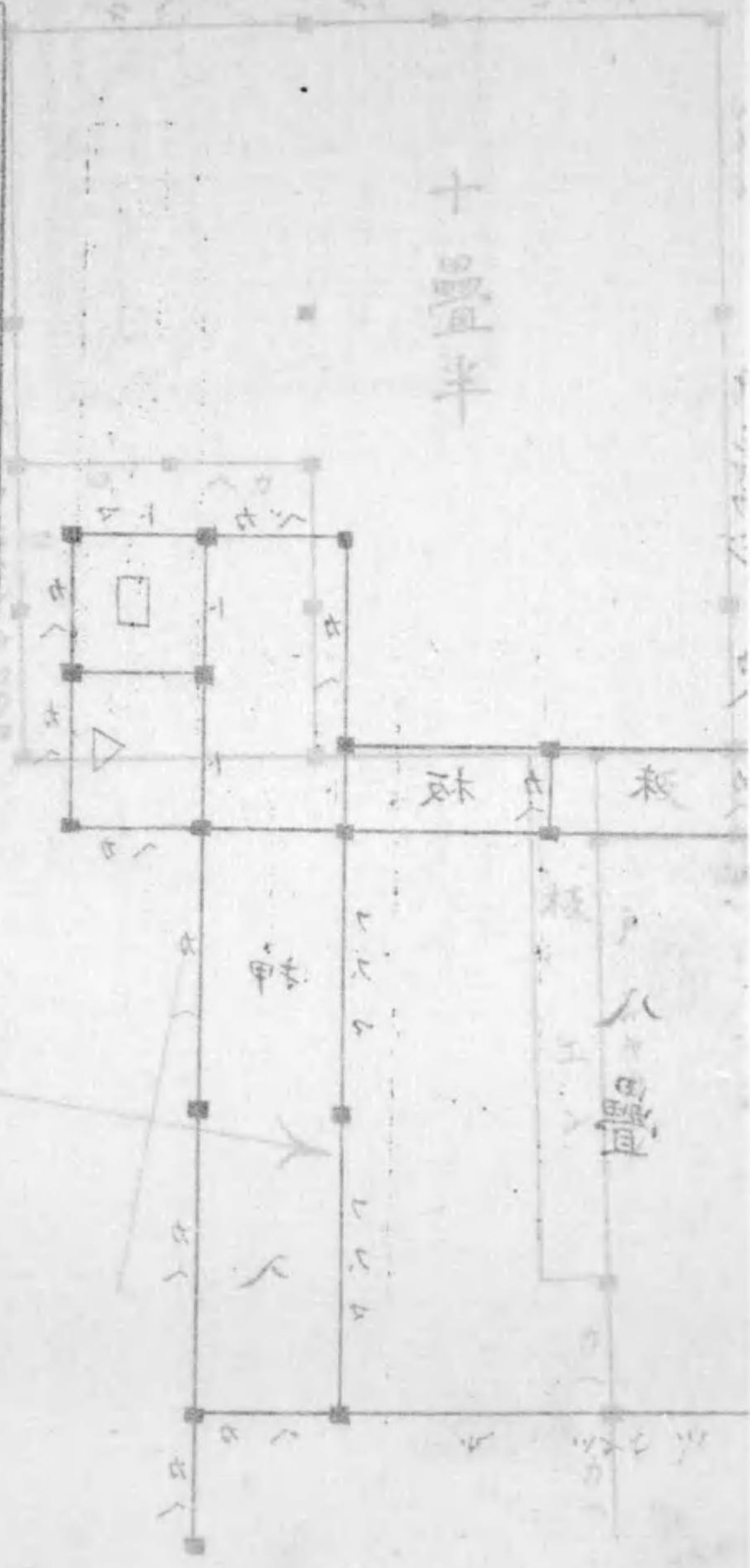




松下村塾間取平面圖

松陰神社敷地略圖

松本林塾間取平面圖



松陰神社温故録

總説

縣社松陰神社は、山口縣長門國阿武郡椿郷東分村の松本に在り。祭神は贈正四位吉田松陰先生なり。神社の地は、先生が子弟を教育せられし學舎、即ち松下村塾の所在地を包含し、神社は明治四十年九月十五日、侯爵伊藤博文、子爵野村靖兩人の名を以て、之が建設及び縣社列格を出願せるに對し、十月四日を以て、其筋の認可を得、直に工事に著手して、翌四十一年十一月落成したるものなり。抑先生の神祠は、明治十五年十一月、東京府荏原郡若林村なる先生墓畔に建てしを始とし、この松本にては、明治二十三年、舊松下村塾舎の西側に、土藏造りの一小祠を建てたるを始とす。この小祠は、村塾出身諸氏の協力の經營によりて、塾舎を修理すると同時に建てしものにて、先生の實兄杉民治氏之を管理したり。當時、己に塾舎と神祠との維持の爲に、維持會といふもの組織せられ、伊藤伯爵その總裁となり、野村子爵副總裁となりて、維持方法の規定あり。平時は、管理者の許諾なくしては、外人猥に此地に立入ることを

得ざりしが、毎年春秋に私祭を行ふ日には、その地を開放して、一般有志者の参拜を許したりしなり。故に、本神社は、落成の年の十一月二十一日、始めて縣の奉幣使の参向によりて祭典を行はれたり。是日は、先生の神あがりたまひし安政六年十月二十七日を、大陽曆にて溯算したるものにて、且この歳は正にその五十周年に當れり。是より十一月二十一日を例祭日と定む。しかして、毎年、別に五月二十五日を以て、神社恆例の春祭に相當する祭儀を行はる。是日は、先生が萩の地に永訣せられし安政六年五月二十五日を記念する爲に用ふるなり。

本神社は、山口縣廳を距ること十一里八三。社地の廣さ二段一畝一步、縣道に接す。境内の建築物、及其建坪、左の如し。

- 社殿 十五坪二合五勺 西向す。
- 神殿 三坪 祝詞屋 二坪二合五勺 拜殿 六坪
- 向拜 一坪 神饌所 三坪
- 祭器及圖書庫 六坪 社殿の右側二間を距て、あり。西向す。

舊松下村塾舎 十三坪 庫の東三間を距て、社殿の右側に南向す。

社務所 十二坪 庫の西三間を距て、あり。南向す。

井戸屋 一坪半 社殿の西五間を距て、左側にあり。北向す。

米搗臺保存舎 二坪 井戸屋の西二間を距て、玉垣の外に北向す。

社務員宅 十坪 社務所の北六間を距て、あり。南向す。

本神社に参詣する人、祭神の偉績を知り奉りて、觀感興起する所なかるべからず。しかして、彼の圖書庫中には、先生の自筆に係る文書、手澤の存する書冊及び其他の遺物を秘藏し、祭日には、特に有志者の閱覽を許せり。参詣者、看過せざるを要す。

本神社の鳥居二基、各松陰神社と題せる青銅の額を懸く。外鳥居の額の文字は、公爵三條實美公の筆蹟、内鳥居の額は、公爵毛利元昭公の筆蹟なり。初め若林村に若神社を建つる時、三條公の筆蹟を請ひ得て、其一を額に鑄、他の一本は、久しく野村子爵の家在りしが、本神社の創建に及び、之によりて新に鑄造す。この外鳥居の額即是なり。この額の形式は乃木大將の意匠に成りしものなりと云ふ。

○神殿

神殿には、先生の使用せられし硯一面と、先生自筆の文一篇とを御靈代として奉安せり。其由來左の如し。

神硯は、嘉永二年先生二十歳の時、藩主より外寇御手當方御内用掛を命せられたまひ、七月に命を受けて、長門國大津豊浦兩郡及び赤間關の海岸の防備を視察せられし時、赤間關にて求められしものにて、長さ五寸五分、幅二寸五分、厚五分あり。

神文は、安政五年先生二十九歳の時、幕府の老中間部氏を刺さむ爲に上京せむと企て、父兄に訣別を告げたまひし漢文體の書牘にして、字數八百四十九字。具に平生の抱負と、當時の決心を述べたるものなり。其文左の如し。

頑兒矩方泣血再拜白、家嚴君玉叔父家大兄之膝下。矩方稟性虛弱、嬰孩以來連罹篤疾、而不幸遂不死于病、制行狂暴、弱冠而還、屢犯重典、而不幸遂不死于法。回顧二十九年間、當死者極多、迄今未死、復致父兄今日之累、不孝之罪、何以

尙焉。然今日之事、關皇家之存亡、係吾公之榮辱、萬不可休止。古人所謂忠孝不兩全者、是類是也。天下之勢、滔滔日降、以至于今日。其由蓋非一日矣。且以近言之、墨使入幕府、上假條約、天子聞之、下勅停之。幕府不遵、定假爲真、列侯士民之論、一不容幕府。天子又下勅召三家大老、大老不至。三家則蒙幕責矣。幕府反使老中間部侯上京、侯已上京、稱病不朝、僞言反覆、謂水戸與堀田、西城之議合、以故阿附朋比、遂爲違勅之舉。不斬水戸堀田、夷事不可理也。當今幕府幼冲、無所辨識、自非大老主之上、間部輔之下、天下之事、安至于此哉。然則二人者之罪、上違天子明勅、下害幕府大義、內背列侯士民之望、外飽虎狼溪壑之欲、極天窮地、俯仰無容。然而天下士夫安然默然、無一敵一艦往問其罪。神州正氣、既已爲邪氣所消蝕也。歟。頑兒一念至此、食不下咽、寢不安寐、唯哀一死之不蚤而已。頃忽得江戸之報、尾水越薩將襲、誅彥根大老。頑兒聞之、距躍三百、曰、神州正氣、遂未消蝕也。政府之議、固當合從四家、鎮壓邪氣也。然兒猶有憾焉。事出于四家、吾因人成功、不免于公等碌碌之數也。是以兒私不自量、糾合同志、神速上京、獲間部之首、貫諸竿頭、上以表吾公勤王之衷、且振江家名門之聲、下以發天下士民之

公憤而爲擧旗趨闕之首魁。如是而死。死猶生也。然事固不可私爲。而亦不敢公請。趙貫高所謂事成歸王。不成獨身坐耳。是兒等之志也。是以兒等將以某日偕同志詣益田。行相之門。告故而發。不敢求許允。政府待以逋亡可也。事捷則師旅當繼進。不幸不捷。他人或死。兒則投身就捕。明志士憤懣所發。決非公家所知也。頑兒虛弱狂暴。本不在人數中。天下反有謬聽虛名。認爲豪傑者。向以愚論數道。致之梁川星岳翁。翁乃瀆上九重之上。蓋經乙夜之覽云。一介草莽區區姓名。蒙聖天子垂知。何榮加之。兒死何晚也。近日正三位源公。以七生滅賊四大字見賜。且傳其世子公詩。望高德。望博浪鐵椎。其意甚切。兒豈可不死哉。不孝之子。唯慈父憐之。不弟之弟。唯友兄恕之。定省怡怡。不能復罄膝下之歡。願割愛抑友。以兒爲死已久矣。尋常之親肢。身體髮膚。併以見賜。頑兒之願。何以加焉。泣血漣漣。不能竭所思也。矩方泣血再拜白。

先生其翌年殉難の前に、江戸獄中より、萩の父兄に寄せられし永訣書に、

私首ハ江戸ニ葬リ家祭ニハ私平生用候硯と去年十月編者云くこれは十月一日とあるべきを誤りて書かむ六日呈上仕候書トテ神主ト被成候様奉願候硯ハ己酉ノ七月

カ赤馬關廻浦ノ節買得せしなり十年餘著述ヲ助ケタル功臣ナリの一節あり。この旨によりて、吉田家の家祭に、此二物を御靈代とし、彼の小祠私祭時代に、それを遷し、今また本神社に奉齋せられたるあり。

○舊松下村塾舎

舊松下村塾舎は八疊の室と十疊半の室土間一坪ふを連ねたる一棟なり。その八疊の室は、もと瀬能氏の家の一部の残りたるものにて、先生の實家杉氏、鄰家にて之を併有することありしが、安政三年七月、先生屏居の身ながら、家傳の兵學を教授することを許されて、この處を學舎に用ひたまへり。さて、松下村塾の稱は、先生の家叔玉木正韞文之進と稱す。先生の人なり。の天保十二年に開きし家塾に用ひたるものなるを、其仕官の後に、先生の外叔久保久成右衛門門村の子弟に素讀筆札を授けし時、その稱を襲用し、先生教授を始むるに及び、久保氏と塾を共にし、乃ちこの稱を用ひらるるに至れり。先生の松下村塾記は、其歲九月の作なり、其中に左の一節あり。

去年余免獄、家居松下、不接外人。獨外叔久保先生、及諸從兄弟時時過訪。因共講究道藝。家嚴家叔與家兄、又從而獎勵之。吾族盛大。蓋將往奮發震動一邑也。初家叔先生之集徒教授也、扁其家塾曰松下村塾。家叔已爲官、其號久廢。外叔已會邑子弟而教之、沿用其號、頃命余記之。

之によれば、是時松下村塾は、久保氏の專有にて、先生と共用せるには非ざるが如しと雖も、實は、共用といはむよりも、寧ろ専ら先生の教授所なるを、屏居の身、憚る所あれば、ことさらに、久保氏に託して記せしめるべし。後年先生の贈中村理三郎の文に、

久保氏親塾、年益加盛焉。乙卯冬、余甫歸、囚此邑、嚴絕交遊。其後塾生有竊來請業者、遂與久保氏戮力營新塾。於是邑學稍振。

の一節あり。相照して徵知すべし。村塾記中、又いはく

塾係以村名、誠使一邑之人入則孝悌出則忠信、則村名係焉而不辱。若或不能然、不亦爲一邑之辱乎。

又いはく。

噫外叔先生誠能教誨一邑子弟、上明君臣之義、華夷之辨、下不失孝悌忠信、然後奇傑非常之人起而從之、以一變山川忿惋之氣、馴致邦家休美之盛、則菽城之真顯、將於是乎在。果然、則長門雖僻在西陬、其奮發天下而震動四夷、亦未可量也己。

讀みて此に至れば、村塾教育の目的の廣遠なる、先生抱負の非凡あるを知るべし。先生は、又翌年四月に至り、塾中に左の聯を掲げて訓條とせり

自非讀萬卷書、寧得爲千秋人。 自非輕一己勞、寧得致兆民安。

かくて、先生は、或一部の人士には、罪餘の人として疎斥嫌忌せられたれども、其竊に來り學ぶものゝ爲には、家學教授の傍に、時勢を論議し、尊王愛國の大義を講明し、大に鼓舞誘掖したまひしかば、弟子日に益進みて、塾舎狹隘を告ぐるに至れり。こゝに、安政四年には、六坪二合五勺十疊半と一坪の増築を行ひ、十一月五日落成せり。この工事は、先生の門人中谷正亮之を設計し、門人各勞役に當り、鋸を執るものあり、鑿を手にするものあり、土石を運ぶものあり。或は地を均し、或は屋を葺く、概ね先生と門人との手に成れり。後年、先生の示諸生

の文中に、塾風の根本を述べて、この勞役の事に説き及して、

村塾寛略禮法、擺落規則、非以學禽獸夷狄也、非以慕老莊竹林也、特以今世禮法未造、流爲虛僞、刻薄、欲誠朴忠實、以矯揉之己、新塾之初設、諸生皆率此道、以相交、疾病艱難、相扶持、力役事故、相勞役、如手足然、如骨肉然、增塾之役、不多煩工匠、乃能有成、職是之由。

と書けり。之に依りて、其根本の美風が、かゝる事にも表現せしものなることを察すべし。又その文中に曰く、

嘗讀王陽明年譜、謂其警發門人、多於山水泉石間、竊服其理矣。吾非陽明也、然朋友切磋、亦當如斯。是以會講連業、未嘗設繩墨、交以諧謔滑稽、如匡稚圭說詩故事、如近春米鋤圃之舉、亦寓此意耳。至擊劍踏水二事、武技之最切要者、時方盛夏、邊警又殷、不可一日弛。然徒視爲遊戲、不尙實用、消光陰、荒學業、亦可慮也。要之、學之爲功、氣類先接、義理從融、非區區禮法規則所能及也。

又曰く、

學者無所自得、嗷嗷多言。是聖賢之所戒、而偶有一得、沉默自護、余甚醜之。凡讀

書何心。非欲以有爲乎。書古也、爲今也。今與古不同、爲與書何能一一相符。不符不同、疑難交生、開悟時有、乃同友相質、寧得己哉。然則沉默自護者、非無自得可語、則以人爲不足語矣。吾志則不然。己無可語、則已。苟有可語、雖牛夫馬卒、將與語之。况同友乎。

この二節に依りて、また、先生の教育法のいかに當時に超出したるかを知るべし。

今こゝに、先生の言行の一斑を記せむ。

先生曰く、書を読むものは、宜しく其精力を筆記に費すべし。

又曰く、讀書は一時に、通曉記憶せむことを望むべからず。記憶の強きものは、却て之を待みて復習を忘る。

又曰く、たとひ經説を、信すとも、我國體を忘るべからず。

又曰く、博く學びて偏せざるこそ、學者の本領なれ。

又曰く、學校に入りて道を學ぶもの、吾身を反省することを求めずして、慚しくも教師に逼り議論せむとするは、悖禮の甚しきものなり。

又曰く、經史子集、皆武教全書の注脚なり。

又曰く、地を離れて人なく、人を離れて事なし、人事を究めむと欲せば、先づ地理を見よ。

又曰く、凡そ學問は、一に專にして精通せむことを要す。杜預が左傳、司馬光が資治通鑑、本居宣長の古事記に於ける、皆學生の心力をこゝに盡せり。假令他の書を讀むも、皆その目的たる書の爲にせるなり。

又曰く、余深く弘法日蓮の其法を弘めむ爲に、いかなる艱難をも厭はざる勇氣を偉とす。

又曰く、獨立獨行、世の毀譽を顧みざる氣魄なかるべからず。

又曰く、盲者には、自ら杖をつきて獨歩せしむべし、人に手を引かれて行くときは、終に獨歩すること能はざるに至らむ。

又曰く、郊野出遊、力を養ひ氣を振ひ、又地理を知り民俗に通ず、亦學問の一益あり。

先生の學諸家を取捨折衷して、一に偏せず。

先生の書を解せらるゝ、専ら文法より入る。

先生、會讀の時は、往往徹夜して天明に至ることあり。

先生、詩作は強ひて勸めず、作文は勸む。文を能せざるときは、己の意を達せずといふに在り。

先生、婦人の教育の重大なることを稱道す。

先生、正月二日に來りて書を授かれる童生を賞す。その時間を惜みて虚禮を貴ばざりし意、見るべし。

先生の實家杉氏の屋敷内、畑多し。先生、時時出て畑の草を取る。門人も之を助く。先生草を抜きつつ講訓す。此條、及次の條の事は、前に出しし諸士の文に出づ。

先生、杉氏の家事を助くるため、米を搗き、門人これを助く。因りて米搗臺にて書を授く。

先生、常に脇差を手より離さず、端坐してこれを膝の上に横たへ、兩手にて刀の兩端を押へ肩を聳やかして書を講せらる。

先生の書を講せらるゝに、忠臣孝子の事に至りては、涙を含み聲を顫はす。門

人亦感動す。

先生、門人に對しても言語丁寧なり。幼年者を除きては、大抵「あなた」といはる。

先生、後輩に對して謙遜なり。束脩もて教を乞ふものあるときは、答へて曰く、教授は能はず。請ふ共に講究せむと。

先生、諸生に書を授くるに、其座處を定めず、塾中の諸處に於て、諸生の讀む位置に就きて、坐を占めて之に教へらる。自己の讀書作文にも、一定の席なし。

先生、交際極めて廣し。奇節あるもの、一藝能に秀でたるもの、貴賤となく、皆塾に出入す。又天下の同志の士及び門人の各地に遊歴するものより、世の風説を傳聞し、これを飛耳長目と題する冊子に記せり。

先生、詩文の抄録には、半紙十行二十字の豎横野板紙を用ひらる。その板は、月性の贈りし物なりといふ。

先生、邊幅を飾らず。平素捻紙を以て髻を束ね、外出するに多く書籍を懷にせる故に、背の紋章、毎に左肩に偏す。

先生、酒を飲まれず、烟草を喫せられず、又深く諸生を戒めて圍碁將碁を禁せらる。

先生、嚴冬の候といへども、褌袴、袷羽織の外、他物を襲用せられたることなし。先生、書畫骨董の樂あり。

かくて、先生の村塾に於ける教授は、安政五年十二月入獄の時まで、僅々二年半に過ぎざりしかども、その薰陶によりて、有爲の人材輩出し、長藩勤王の事業に盡瘁し、明治中興の洪謨を翼賛せしことは、夙に世に認知せらるゝ所なり。

今、こゝに、松下村塾に教を受けし人の著名なるものを擧ぐ。

- | | | |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 桂小五郎 <small>贈從一位木戸孝允</small> | 伊藤利輔 <small>從一位公藤伊藤博文</small> | 山縣小輔 <small>正二位公山縣有朋</small> |
| 山田市之允 <small>正二位山田顯義</small> | 品川彌二郎 <small>正二位品川彌二郎</small> | 入江杉藏 <small>贈正四位入江九一位</small> |
| 野村和作 <small>野村正靖</small> | 釋提山 <small>松本鼎</small> | 高杉晋作 <small>贈正四位高杉晋作</small> |
| 久坂玄瑞 <small>贈久坂義助</small> | 有吉熊次郎 <small>贈正四位有吉熊次郎</small> | 作間忠三郎 <small>贈正四位作間忠三郎</small> |
| 時山直八 <small>贈正四位時山直八</small> | 中谷正亮 <small>贈從四位中谷正亮</small> | 吉田榮太郎 <small>贈從四位吉田稔麻呂</small> |

一六

佐世八十郎 贈從四位 前原一誠 杉山松助 贈從四位 齋藤榮藏 正五位 境二郎
 久保清太郎 從五位 久保斷三 駒井政五郎 贈正五位 國司仙吉 從五位
 天野精三郎 從五位 渡邊蒿藏 飯田正伯 馬島甫仙

編者云右二十六名を記すといへども此外に著名なるものあるべし切に識者の教正を望む

左の人人は先生の知友中の著名なるものにて、時時村塾に來りしなり。

山縣半藏 正三位 子爵 夫戸機 松島瑞益 贈正四位 松島剛藏 小田村伊之助 正三位 男爵 榊取素彦
 中村道太郎 贈正四位 中村九郎 赤川直次郎 贈正四位 佐兵衛 土屋矢之助 贈正四位
 來原良藏 贈正四位 釋月性 贈正四位 妙圓寺月性 小國融藏
 大樂源太郎

松下村塾の全盛時代とも稱すべきは、先生の言論の容易く藩主に上達せし頃にて、即ち安政五年六月以後とす。是時は曾て吉田家の兵學を傳授せる益田彈正當職となり、尋て當役に轉じ、言路を開き、正議を張り、先生に對しては、其家臣大谷樸助、荻野隼太等を塾に遣りて、諮問する所あり。又當役に屬せる

前田周布の二人ありて、先生の意見は、隱然として重きを爲し、塾に出入するもの、暗に仕官の便宜を得るまでに至れりといふ。

松陰先生歿後の松下村塾は依然讀書の聲を絶たず、先生生前の精神によりて、教學に怠らざりしが、其後國事漸く多端となり、塾生出て四方に奔走せしにより、塾業中絶せしが、慶應二年より復開業し、馬島甫仙塾頭となり、坂田市助手傳となりて教授し、明治二年馬島郷を出でたるにより、河井惣太、植田寅助これに代り、佐々木龜之助亦來りて教授を助けたりしが、明治四年、玉木正韞再び教授を爲すに及びて、塾名復た玉木氏の家に移り、是塾舎に於ける講學の事、こゝに廢絶せり。其後、松下村塾の名は、玉木氏に存すること五年、正韞歿し、明治二十年、然るに世運の進歩に伴ひて、先生の言論識見の卓異なる所、漸く世人の多く認むることとなり、曾ては、さばかり先生を眼中に置かざりし郷人の、今は追慕稱賛して措かざるに至り、况て、村塾に關係ありしものは、其遺跡を訪ひて、懷舊の情に堪へず、明治十六年、境二郎は、塾舎を永遠に維持して後進を興起せしめむと、百方苦慮せしが、二十二年、榊取男爵之を賛し、自ら主

唱者となり、山田伯爵、品川子爵、及堀真五郎堀は松陰先生の直弟に非ず先の生歿後村塾に入らせし人なりの三人、賛成者となり、村塾に關係ある人人に謀りて、釀金六百餘圓を得、直に塾舎の改修に著手し、瓦に漆喰を施し、壁に白垩を塗る外は、位置間敷を始め、諸の材料皆舊物舊形を存し、二十三年八月に、工事成れり。本書總説に述べし土藏造の小祠は、實に是時に成りしなり。是に於て、舊藩主毛利家、其他貴顯の人人を始め、苟も事を以て萩に來るもの、この塾舎を訪はざるなきに至れり。中にも、二十三年六月二十三日、有栖川熾仁親王殿下台臨あり、先生の遺事を問はせたまひ、四十一年四月、皇太子殿下、山口に行啓あらせられ、其十一日、御使松下村塾、松陰神社及び杉氏に就きて、遺著遺物を視察せられたるは、特に記念すべき光榮なりとす。是れ、この松下村塾事歴の大要なり。因に故伊藤公爵が明治二十七年十月此に來りて作られたりし詩、及び故品川子爵の語を左に録す。

道德文章敘彝倫、精神大節感明神。如今廊廟棟梁器。多是松門受教人。松陰先生の教育は、十八疊敷の小塾舎より二年有餘の短日月にて、克く明

治の五大臣を出したる一事を視て、如何に有効なりしかを知るべし。

○編者云、按ずるに、五大臣とは、伊藤、山縣、山田、品川、野村の五人を云ふ。

○祭器圖書庫

入口外面に懸けたる額の古道照顔色の五字は、有栖川熾仁親王殿下の御筆蹟なり。

庫中には、左の種類物を藏む。

祭器。

先生自著の書多くは、自筆なり。 先生手抄の書、先生の手澤本自筆の記あり。

先生眞蹟の書幅、先生自用の衣服刀劍類、知友門人に關する書籍幅物、

神社創立に關する書類。

先生の著述抄録の書目、左の如し。

弘化三年 外夷小記、輿地誌略抄。

嘉永元年 上書一卷、明倫館再興に關する事。十月四日。

嘉永二年 武教全書講章用士。君前に六月四日。 上書一卷永陸戦略。三月十七日。

廻浦紀略七月四日。

嘉永三年 武教全書講章守城。八月廿五日。 西遊日記八月廿五日。

嘉永四年 上書一卷武積古万世不朽之御書。二月廿日。 東遊日記三月九日。

猛省録今傳。

嘉永五年 東北遊日記十二月十四日。 將及私言八月。

嘉永六年 癸丑遊歴日録六月九日。 長崎紀行九月十八日。

急務條議八月二日。

安政元年 海戰策三月。 幽囚録野山獄中。 清國咸豐亂記野山獄中。

安政二年 回願録下田投艦の願末を記し、將及。 賞月雅草野山獄中。

野山雜著獄舎問答、江戶獄記、編す。

獄中俳諧抄。

野山獄文稿文五十六篇、安政元年十一月より、二年十二月まで、一回猛士説元年十一月作、士規七則二年正月五日作、三餘既

六月二日作あり。

講孟節記野山獄中。六月十三日より、十一月廿四日までの間に、序二月廿四日までの間に、萬章下を講す。

安政三年 講孟節記正月廿一日より六月十三日までの間に、告子上より卷末までを講す。

武教講録八月廿二日より開講、十二月廿二日講了。本書は、山鹿素行の武教全書なり。

宋元明鑑奉使抄三月十二日評了。 鴻鶴志四月。

丙辰幽室文稿文五十四篇、是書中に七生説(四月十五日作)續二十一回猛士説(四月十八日作)野山獄記(五月朔日作)松下村塾記(九月四日作)あり。

左氏兵戰抄。史記前後漢書明倫抄。

安政四年 外蕃通略三月。 吉日録三月十三日起筆、五月十九日まで。 九數乘除圖十月。

討賊始末大津郡川尻烈婦登波一件。

丁巳幽室文稿文八十篇、是書中に、吉田氏略叙(正月元日作)あり

安政五年 急務四條國相益田彈正を経て藩主に奉る。七月十日。

孫子評註安政四年九月評了。 讀綱鑑錄九月六日

西洋歩兵論九月廿四日。

戊午幽室文稿。文九十四篇。詩九首。和歌俳諧各一首。是書中に、狂夫之家大兄書十一月十六日作。示諸生六月廿三日作。議大義七月十三日作。時義略論七月十六日作。對策一道附論一則五月十二日作。愚論續愚論五月廿八日作。己未御參府議(嚴四紀事十二月三日作)投獄紀事十二月晦日作。あり

安政六年 東坡策批評。東坡が仁宗に呈せし書廿五篇を、賦中にて批評せしもの。正月十六日成。

坐獄日録。春の頃。照顔録。古の義士を列記して論評せしもの。二月廿二日の作なり。

己未幽室文稿。文八十二篇。詩百七篇。和歌十九首。あり。みな野山獄中策主意(二月七日二月十九日作)庸書檄五月六日作)あり。

縛吾集。五月廿五日出發後東行途中の作詩四十九首。是書中に和文天祥正氣歌韻の詩あり。

淚松集。五月廿五日出發後和歌十八首。東行前の和歌十一首。江戸にての和歌十首。

東行前日録。六月十四日より廿四日まで、是書中に、肖像自賛(五月十日作)あり。

留魂録。江戸獄中にて十月廿五日起筆し、廿六日即ち刑死の前日の黄昏に筆を止めたるもの。明治廿四年に至り先生と同獄なりし沼崎吉五郎の手より、野村子爵を経て村塾に歸せり。

其他年代に分ちて記し難きもの、及び年代の明ならざるもの左の如し。

未焚稿。未忍焚稿。二書、共に十六歳の時よりの文を載す、この中に、山田頼毅の評あるもの多し。

松陰詩集。安政元年より五年までの詩二百首を載せ、和歌九首を交ふ。

睡餘筆録。業餘漫録。業餘隨筆。忠魂録。屏居讀書抄。泰平年表抄。外史彙材。吉田語略。汪文鈔。李氏續藏書抄。

抄録輯。幽窗隨筆。新聞雜輯。二十一回叢書。

先生自用衣服刀劔の遺藏せらるゝもの左の如し。

陣笠。直徑一尺四寸、上下。火事羽織。紋附拾羽織。三ッ。

熨斗目。五ッ。紋附上張。五ッ。

長刀。二尺三寸七分。肥後國同田貫藤原正國の銘あり。短刀。七寸六分。大和國則長。無銘。

この庫中には、右の藏品の外に、品川子爵家より委託の書四部、吉田家より委託の書五十四部(多くは)を保管せり。

○米搗臺保存舎

是舎に保存せる米搗臺は、もと松陰先生の實家なる杉氏の什物にて、先生は、屏居中杉氏の家事を幫助するにつけて、常にこれにて飯料米を搗き、或は塾生と共に搗きつゝ、讀書したまひしなり。按ずるに、安政五年六月二十八日、先生の久坂義助に與へられたる書に、左の一節あり。

此節大暑中に候得共、甚壯なり。隔日、左傳八家會讀。勿論塾中常居。七つ過、會讀終る。夫より、畠又は米舂、與在塾生同之。米舂大得其妙。大抵、兩三人同じく上り、會讀しながら舂之。史記など、二十四五葉讀む間に、米精け畢る。亦一快なり。

また、天野御民村塾編述の松下村塾零話に、左の一節あり。

先生前年、藩籍を削り、祿を沒收せられ、其父杉百合之助翁の家に錮せらる。後、其門人を教授することを許さる。依て其家事を助る爲め、米を白す。凡そ萩地方の米を舂く器は、臺柄と稱し、中央に鳥居といふものあり。之を持って體を扶く。搗者は、鳥居の後方に在り。助手は前に立つ。先生、鳥居の上に見臺

を拵へ、門人をして助手と爲し、書を授く。予も、數々助手となりて、大日本史を授りたり。助手は要せざるもあり。先生一人の時と雖も、讀書せらるゝは勿論なり。

元來、松陰先生の學は、實踐躬行を主とし、その實行の間に、學問發明の効を收むることを自ら務め、これを以て人を訓へらる。彼の自非輕一己、勞寧得致兆、民安の訓條も、亦この主意より出で、從て、業間時、諸生と共に、炬に出でて、草を除きつゝ、學問上の談話をなし、又この米搗臺にて、互に講讀せらる。蓋し、當時は、藩士の家、皆米搗臺ありて、士の讀書をなしつゝ、米を搗くことは、敢て珍しとするに足らざれども、奇傑非常の人が、實に勞役微事を厭はざりし跡は、確に、後進者の軌範たるべく、特に輕薄懶惰の子弟の鍼砭たるべし。しかのみならず、先生の教授が、必しも塾舎几案の上に限られずして、舂米鋤圃の際にも、會講の意を以て門人を警發せられしを思へば、其教導の親切なる状態、今猶見るが如く、彼の形式に拘泥して變通を知らざる教育者をして、深省を發せしむるに足れり。

かくて、この米搗臺は、其後、久しく杉氏の家に在りしが、明治四十二年、有志者これを請ひ受け、舍を此處に新設して、之を保存することとなれり、其舍内に掲げたる趣旨書を、左に録す。

松陰先生の幼時より、専心學を修め、刻苦勉勵して分陰を惜み、行旅、又は坐獄の間、にても、講讀抄録を廢せられざりし事實は、世人の周知する所なり、安政五年六月二十八日、先生、村塾より在京の久坂義助氏に贈られし書中に、「隔日左傳八家會讀、勿論塾中常居、七つ過會讀終る、夫より畠又は米春、與在塾生同之、米春大得其妙、大抵両三人同じく上り、會讀しながら、春之史記など、二十四五葉讀む間に、米精け畢る、亦一快なり。」とあり、此一事に徴しても、先生の力行終始渝らず、且、師弟の交情親密にして、苦樂を同じくせられ、やがて、有爲の人材、塾中より輩出せることの洵に偶然にあらざるを察するに餘あり、この米搗臺は、先生塾生と共に其飯米を舂かれしものにして、當時より、杉氏の宅内にありしもの、今某等相謀り、之を杉氏に請ひて、松陰神社の境内に移し、以て先生の遺物を永遠に保存し、併せて、松下村塾

教育の一斑を知るの料に供せむとす。あはれ、神社に詣で、村塾を訪はむ人、この遺物を觀て、某等の感慨を分つ所あらば、獨り某等の本懐のみにあらざるなり。

明治四十二年秋季皇靈祭日

温交會員

徳田讓甫	道源權治	河北勘七
武弘宜路	瀧口吉良	野村恒造
大塚謙三郎	國重政亮	山田桃作
古谷新作	三輪傳七	美禰龍彦

○社務所

社務所には、松陰先生遺墨寫遺著、其他繪葉書を多く備置きて、參拜者の求に應ずることゝあせり。今その遺墨の主なるものゝ詩歌文章を左に録す。

山河襟帶自然城。東來無不日憶神京。今朝盟嗽拜鳳闕。野人悲泣不能行。上林零落非復昔。空有山河無變更。聞說今皇聖明德。敬天憐民發至誠。鷄鳴乃起親齋戒。祈掃妖氛致太平。從來英皇不世出。悠悠失機今公卿。安得天詔勅六師。坐便皇威被八紘。人生若萍無定在。何日重拜天日明。

右癸丑十月朔日、奉拜鳳闕、肅然賦之。時余將西走入海。

丙辰季夏

二十一回藤寅手錄

癸丑は嘉永六年なり、是歲七月、露艦長崎に來る。先生往きて之に投せむと欲し、九月十八日、江戸を發し、十月朔日、京に入る。長崎紀行には、十月二日朝拜禁城有詩云々と記せり。其詩も、此と紀行の所載とは異同あり。其後、改めて、第二を形勝依然舊神京とし、第五を上林黃落秋寂寞とせらる。丙辰は安

政三年なれば、その政訂は、其安政三年の後なること明なり。是書の原本、今、御府に藏せらる。

士規七則

披繙冊子、嘉言如林、躍躍迫人。顧人不讀、即讀不行。苟讀而行之、則雖千萬世、不可得盡。噫、復何言、雖然有所知矣、不能不言、人之至情也。古人言、諸古、今我言、諸今、亦詎傷焉。作士規七則。

- 一 凡生爲人、宜知人所以異於禽獸。蓋人有五倫、而君臣父子爲最大。故人之所以爲人、忠孝爲本。
- 一 凡生 皇國宜知吾所以尊於宇內。蓋 皇朝萬葉一統、邦國士夫世襲祿位。人君養民以續祖業、臣民忠君以繼父志。君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。
- 一 士道莫大於義、義因勇行、勇因義長。
- 一 士行以質實不欺爲要、以巧詐文過爲恥。光明正夫皆由是出。
- 一 人不通古今、不師聖賢、則鄙夫而已。讀書尙友、君子之事也。

一、成德達材、師恩友益居多焉。故君子慎交游。
一、死而後已四字、言簡而義該。堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。
右士規七則、約爲三端。曰、立志以爲萬事之源、擇交以輔仁義之行、讀書以稽聖賢之訓。士苟有得於此、亦可以爲成人矣。

二十一回猛士手錄

是日、安政二年正月五日、野山獄中の作にて、玉木正韞の子正弘俗稱の元服を祝せむとて贈られしなり。

七生説 四月十五日

天之茫茫、有一理存焉。父子祖孫之綿綿、有一氣屬焉。人之生也、資斯理以爲心、稟斯氣以爲體。體私也、心公也。役私殉公者爲大人、役公殉私者爲小人。故小人者、體滅氣竭、則腐爛潰敗、不可復収矣。君子者、心與理通、體滅氣竭、而理獨亘古今窮天壤、未嘗暫歇也。余聞贈正三位楠公之死也、願其弟正季曰、死而何爲、曰、願七生人間、以滅國賊。公欣然曰、先獲吾心、耦刺而逝。噫、是有深見于理氣之際也歟。當此時、

正行正朝諸子、則理氣並屬者也。新田菊池諸族、氣離而理通者也。由是言之、楠公兄弟、不徒七生、初未嘗死也。自是其後、忠孝節義之人、無不觀乎楠公而興起者焉。則楠公之後、復生楠公者、固不可計數也。何獨七而已哉。余嘗東遊、三經湊川拜楠公墓、涕淚不禁。及觀其碑陰、勅明徵士朱生之文、則復下淚。噫、余於楠公、非有骨肉父子之恩、非有師友交游之親、不自知其淚之所由也。至朱生、則海外之人、而反悲楠公、而吾亦悲朱生、最無謂也。退而得理氣之說、乃知楠公、朱生及余、不肖皆資斯理以爲心、則雖氣不屬、而心則通矣。是淚之所以不禁也。余不肖存墨賢之心、立忠孝之志、以張國威、滅海賊、妄爲己任、一跌再跌、爲不忠不孝之人、無復面目見世人。然斯心已與楠公諸人同斯理。安得隨氣體而腐爛潰敗哉。必也使後之人亦觀乎余而興起、至于七生而後爲可耳矣。噫、是在我也。作七生説。
是文、足觀其忠節、僕輩讀之、壯快正襟。

丙辰八月十七日

史狂王民拜閱

義 卿 足 下

○この史狂王民は、僧默霖の別號なり。

松下村塾記

○松下村塾の來歴、及其教育の精神などは、已に前に述べたるにより、こゝには、その記文を掲げず。

不翔糞水、不能成善農、不斷筋脉、不能成善工、不傷肩背、不能成善買、不踏死地、不能成善士。

丁巳九月十七日、與甫仙彌二郎讀太宰氏產語、二生有感于此語、故書與之。

二十一回猛士

○甫仙は、馬島甫仙、彌二郎は、品川彌二郎なり。太宰純、産語を著す。この語、その上卷鳥駁第一に載す。馬島時に年十四、品川年十五なり。後日、先生の言に、村塾年少、最好讀書者、莫馬島甫仙若焉、といひ、彌治年甫成童、乃來見余。其容色温直敦朴、其中汪然、自與人不同、といはれたるにて、二人の當時の様想ふべし。

位下言高聖尚非、况吾幽閉世相違、尊攘爲是非常事、建策何曾顧緒衣。

右自詒詩、錄與姪小太郎、小太郎長日、嘗知狂叔獲罪之由耳。

二十一回猛士

○これ安政六年三月九日の作なり。孟子萬章に位卑而言高罪也の語あり。小太郎は先生の兄杉梅太郎後改に明治、修道の子なり。小太郎時に生れて二歳なり。

村塾飲餞中谷賓卿、時方外師提山亦將有行、併送之。

村切開筵、餞二雄、雄譚吐屑、趣無窮、遊方不管、糜年歲、威武唯當揚國風、興復寧無敵王愾、和親未可弛吾弓、江山養氣男兒志、先卜他年不世功。

二十一回猛士

○賓卿は、中谷正亮の字なり。賓卿、この時、朝幕諸藩の議を傳聞し、國事に奔走せむとて出發せしものなること、先生の送序に見ゆ。この祖宴は、安

政五年三月二十六日なり。

始吾已許之。豈死以負心。脫去帶冢樹。寶劍直千金。况逢天步難。更感君恩深。昔謂死如飴。今豈更呻吟。後視今猶古。吾視古猶今。世上紛紛者。寧知伯牙音。

右獄中書感錄呈家大人膝下。

頑兒矩方再拜

○これは、安政六年三月十五日伯命の作なり。先生の養父は早く歿したれば、この家大人は、實父杉百合之助常道字はなること論なし。常道の父を七兵衛常徳といふ。常徳三子あり。長は即ち常道にして、次を大助賢良といふ。吉田氏を繼ぐ。即ち先生の養父なり。其次は即ち玉木文之進正韞あり。常道この時年五十六、正韞年五十なり。

士苟得正而斃。何必明哲保身。不能見幾而作。猶當殺身成仁。道並行而不悖。百世以俟聖人。

自警詩

松陰

○これは、安政六年三月十四日の作なり。東行前日録にもこれを載せて、

跋に、己未五月余將有關東行。書此贈舊友杜君松如。とあり。杜君松如は、土屋蕭海なり。

三分出廬兮諸葛已矣夫。一身入洛兮賈彪安在哉。心師貫高兮而無素立名。志仰魯連兮。遂乏釋難才。讀書無功兮。樸學三十年。滅賊失計兮。猛氣廿一回。人譏狂頑兮。鄉黨衆不容。身許家國兮。死生吾久齊。至誠不動兮。自古未之有。人宜立志兮。聖賢敢追陪。

己未五月、吾有關左之厄。時幕疑深重、復歸難期。余因以永訣告諸友、諸友謀使浦無窮肖吾像、吾自贊之。顧無窮知吾者、豈特寫吾貌而已哉。况吾之自贊乎。諸友其深藏之、吾即礫市、此幅乃有生色也。二十一回猛士藤寅撰并書

○これは、安政六年五月先生東行の命あるを聞きたる翌翌日即ち十六日の作なり。浦無窮は、門人松浦龜太郎にて無窮はろの字なり。松浦と幼より繪事を好み、十四歳の時始めて碇西涯に就きて畫を學ひ、又京師にて小田海仙に就きて學ぶ。安政四年の頃、先生に就きて學ぶ。松浦この像

をかきし時、年二十三なり。

心あれや人の母たるいましらよかからむ事はもののふの常

○これ、同年五月十七日の咏なり。先生もと四妹あり。長妹千代後に改む、次妹は壽、子の次は艶、その次は文後に美和と改む。故に、この時三妹あり。千代は、兒玉祐之を適き、壽は、小田村伊之助に適き、文は、久坂義助に適く。千代この時年二十八、壽年二十四、文年十七歳なり。この咏は、三妹に與へられたるなり。

至誠而不動者、未之有也。

吾學問廿年、齡亦而立。然未能解斯一語。今茲關左之行、願以身驗之。若乃死生大事、姑置焉。己未五月。

二十一回猛士

此語他日有驗、幸傳諸世、勿致湮滅。若或索然無蹟、又幸焚之、勿貽醜友朋。渾仰老兄處分。五月十八日。辱愛友矩方再拜。

彝堂村君士毅足下

○至誠云云の語は、孟子離婁にあり。留魂録には、五月十一日關東ノ行ヲ聞シヨリ、○編者云く、東行前日録には、五月十日に書けり。又、一ノ誠字ニ工夫ヲ付タリ。時ニ、子遠○入江杉藏ナリ。孟子至誠而不動者、未之有也。一句ヲ書シ、手巾ニ縫付、携テ江戸ニ來リ、是ヲ評定所ニ留メ置シモ、吾志ヲ表スルナリ。と、因に此に附記す。彝堂は、小田村の號、士毅は、子の字なり。先生の説、遂に幕吏に是とせられずして止むと雖、その至誠能く滿天下の人心を動かせり。彝堂は、先生死せりとも、敢て之を焚かずして後に存在せしむ。亦意ありといふべし。

至誠而不動者、未之有也。此語高大無邊な聖訓なれど、吾未能之信也。此度、此語の修行仕る積也。

此事、別に一書ヲ作ル積ナレバ、暇ナクハ、子遠和作へ御通可被下候。

子大兄足下

松陰

○これも、五月十八日頃か。詳ならず。子大は、作間忠三郎の字なり。

此歌與姪阿

こたひ東へめし人にして

豊使他日知

送らるゝよしを

有狂叔二十一回者也

きよて

なかつては誰かしらなむ廓公

さみたれ闇くふりそゝぐよは

松陰

○これも、十八日の詠なり。阿豊は、杉修道の長女後に玉木氏に適くなり。時に五歳。

示宗族書

吾宗祖行、吾不及詳。子行吾未能知。謹觀吾父母伯叔、以忠厚勤儉爲本。吾竊仰祖
母之風、蓋有由矣。今吾兄弟行、漸將萌泰奢之風、誠可慎也。而其存忠厚者、莫兄伯
教若。其存勤儉者、莫妹千代。從弟毅甫若、爲之兄。兄弟中長者、不可不敬也。如矩方
者、一鷗臯也。然亦曾食泮桑、時或好音、况其將死。其言且善。群弟群姪、宜慎聽之。永

傳後人

○伯教は修道の字、毅甫は王木正弘の字なり。爲之は、先生の從兄高須爲
之なり。この文、五月十九日の作なり。修道この時年三十二歳なり。

囚窓客去夜沉沉。無限悲愁又復侵。萬里重傷父母志。卅年無益益邦家心。狂頑弟尙
爲豪語。友愛兄強助放吟。情至鶴鷓難說得。梅花落盡綠陰深。

奉別家大兄。家大兄自十四日事聞。無不日來獄相勵。或夜分乃去。言少及私者。

狂弟矩方拜具

○これ、五月二十二日の作なり。

平素趨庭違訓誨。斯行獨識慰嚴君。耳存文政十年詔。口熟秋洲一首文。小少辱攘
志早決。倉皇興焉情安紛。温清剩得留兄弟。直向東天掃怪雲。

奉別家大人

狂兒矩方再拜

○これ、五月二十三日の作なり。先生の父杉常道もと、子女の教養に盡力

し、耕作の傍に讀書を授く。その常に誦する所は、文政十年二月十六日將軍徳川家齊を太政大臣に任せらるるときの詔詞と、玉田某の著せる神國由來の文となり。この詩の前聯は、これを言へるなり。

臨發東前田致遠老丈。自動王議興。老丈深右予議。時或下問。及予獲罪。老丈救解。頗力。此行樞輿護送。防禁甚嚴。而老丈議除其苛法數條。可謂終始愛予矣。世態遷移。大義存。斯行我敢訴吾冤。梅天黯澹。啼鴈苦。夏木陰森。芭棘繁。本擬抽身當國難。豈於知己謝私恩。泮林繡想十年事。一卷易經管細論。

予曾讀史。陳東未識李綱。上書請留之。遂坐戮市。東既死。許翰乃爲哀辭。八上章求罷。古人之事。千歲如今。今國事已去。奸慝生心。得正而斃。與明哲保身。莫不皆宜。正士仰瞻。實在老丈也。既辱知己。復盡言。此幅願深藏之。己未五月念四日。

○前田致遠は、名は利濟、俗稱孫右衛門、致遠はるの字なり。先生、るの人となり稱して、樂正子の風ありといへり。

志

かけまくも君の國ころ安かれば身を捨つるこそ賤がはいまれ
五月雨のくもりを身をは埋むとも君の御ひかり月と晴れてよ
今更にこの葉ぐさもなかりけり五月雨晴るる時をころ待て

○これは、先生東行前日録の書皮に手録せられたるものなり。涙松集の附録には、第一の歌を、

八隅知君の國たに治らば身をすつるこそ賤がはいなれ
第二の歌を、

五月雨の雲にこの身は埋むとも君が光の月とはれてば
とせり。

水火和合ノ論感服仕候。小生兼而同志と相勵み候一論申上候。
天照ノ神勅ニ日嗣之隆與天壤無窮と有之候所、神勅相違なければ、日本は未

ダ亡ヒズ。日本未ダ亡ヒザレハ、正氣重テ發生ノ時ハ必ある也。只今ノ時勢ニ頓著スルハ、神勅ヲ疑ノ罪輕からざる也。

皇神の誓れきたる國なれば正しき道のいかて絶べき
道守る人も時には埋もれども道したえねばあらはれもせめ

矩方

○これは、安政六年九月十一日、江戸獄中にて、同獄の堀江克之助に與へたる書なり。堀江は水戸の人なり。米使登營の時、堀江等これを要撃せむ、謀り事の成らざるを知りて自首せむ、獄に下されたり。

平生之學問淺薄にして、至誠天地を感格する事出来不申、非堂之變ニ立至り申候。嗚々御愁傷も可被遊、拜察仕候。

親思ふころにまさる親こゝろけふの音つれ何ときくらむ

乍去、去年十月六日○編者云實は十月六日なり差上置候書、得と御覽被遊候ハ、左まで御愁傷にも及不申と奉存候。尙又、當五月出立之節、心事一一申上置候事ニ付、

今更、何も思殘候事、無御座候。此度、漢文にて相認候語諸友書も、御轉覽可被遊候。幕府、正議は丸に御取用無之、夷狄ハ、縦横自在ニ御府内ヲ致跋扈候へ共、神國未タ地ニ墜不申、上ニ

聖天子アリ、下ニ忠魂義魄充充致候へは、天下之事も、餘り御力御落無之候様奉願候。随分御氣分御大切ニ被遊、御長壽ヲ御保可被成候。以上。

十月廿日認置

家大人膝下

玉大人膝下

家大人座下

寅二郎百拜

○編者云この家大人座下は家大兄座下と書くべきを誤りたるなるべし

兩北堂様、随分御氣體御厭第一ニ奉存候。私被誅候共、首までも辨吳候人アレハ、未ダ天下ノ人ニハ棄ラレ不申と御一咲奉願候。兒玉小田村久坂ノ三味へ、五月ニ申置候事、忘レヌ様御申聞奉頼候。吳吳も、人ヲ哀シヨリハ、自ラ勤ムルコト干要ニ御座候。○私首は、江戸ニ葬リ、家祭ニハ、私平生用候硯と、去年十月六

日呈上仕候書トテ神主ト被成候様奉頼候。硯ハ己酉ノ七月カ、赤馬關廻浦ノ節買得せしなり。十年餘著述ヲ助ケタル功臣ナリ。

松陰二十一回猛士トノ御記し奉頼候。

○先生江戸に往きて、七月九日評定所にて奉行の訊問を受けて、獄に下され、九月五日、十月五日の二回の訊問を受け、その時は、吟味の模様によりて、猶或は生くるの餘地あるを思はれたりしが、十月十六日、口書讀聞せの時に至りて、始めて死刑の免るべからざるを知られしこと、留魂録に見えたり。それより、死後の事までも用意し、首を葬ることを同獄の沼崎吉五郎堀江克之助に頼み、萬事を在江戸の知人に書通し、さて、此書翰をも書き認められたりしなり。語諸友書は左の如し。

語諸友書

吾甲寅之舉、自分萬死、不圖幕府寬貸、以得不死。是今日宜爲幕府死一也。甲寅後、幽囚在國、而吾公眷顧不衰。是今日宜爲吾公死二也。加之聖天子宵衣旰食、軫念夷事。去年來之事、豈普率之所宜旁觀坐視哉。是今日宜爲天子死

三也。有三宜死而死、死不朽矣。亦何惜焉。吾藩多士、最稱卓犖者、僧清狂、而清狂則死。最稱忠貞者、口羽德祐、而德祐亦死。此二人者、人士所屬望、而疾病之犯、不貫乎死。是死、人之所不免於吾迂愚、益不足惜也。水戸鶴飼幸吉、越前橋本左内、京師頼三、樹八郎、諸人、皆當世名士、年齒皆壯、與吾伯仲。今皆死爲不朽之人。吾豈獨可後于諸人哉。漢朱雲、宋施全、明楊繼盛、吾嘗仰而慕之。今吾幸得一死、亦可以爲三賢之亞矣。今茲五月、樞輿去國、平生心事、具語諸友、無復遺缺。諸友蓋知吾心矣。勿爲哀我也。我不知知我。我不知張吾志而大之也。

吾之將去、子遠贈吾以死字、吾復之以誠字。子遠之言、大是有理。若誠字而未透、或有頭巾氣習。但○編者云以下原文傳ハラズ

○兩北堂とは、吉田家の養母と、杉家の實母とを指すなり。養母は、黒川村の森田頼久の女にして、久保久忠の養女となり、吉田氏に嫁せり。先生士籍を削られてより、常に森田家に在り。實母は兒玉氏實は村田氏の女、名は瀧子、年二十にして杉氏に適き、二十四にして先生を生む。是時年五十三歳な

り。
先生か五月に三妹へ申置かれたる事とは、五月十四日に與へられたる書中の趣などを指すなるべし。今これを左に録す。
拙者儀此度江戸表に引かれ候由、如何なる事歟、趣は分り不申候得共、いづれ、五年十年に歸國可相成事共不存、先は再歸不仕と覺悟を極め候事に付、何か申置べき儀あるべき様に候へ共、先日委細申遣置候故、別に申は不及候。拙者、此度假令一命差捨候共、國家の御爲に相成事に候はば、本望と申もの候。兩親様に大不孝の段は、先日申候様、其許達被仰合、拙者代りに御盡し可被下候。併、兩親様に孝と申候共、其許達、各自分の家有之事に候得ば、家を捨て實家に御力を被盡候様の事は、却て道にあらず候。各其家其家を齊へ、夫を敬ひ、子を教へて、親様に肝をやかぬ様にするが第一也。婦人は、夫を敬ふ事、父母同様にするが道なり。夫を軽く思ふ事、當時の惡風なり。又奢りが甚惡き事に候。家が貧になるのみならず、子供のろだちまで悪しくなるなり。心學本間合く、に讀て見るべし。高須の兄

様に讀んで貰ふべし。高須の兄様は、從兄弟中の長者なれば、大切にせねば成らぬ御方なり。

五月十四日夜

寅次

見王れ方さま

小田村お方さま

久坂お方さま

尙、時もあらば、又又申進べく候。

○先生、十月二十七日死刑に處せられ、二十九日、藩醫飯田正伯、當時麻布藩邸に詰居藩士尾寺新之允、當時兵家山腰氏に入塾桂孝允、伊藤博文、二人當時有備館に在りその遺骸を受けて、之を小塚原回向院に葬り、文久三年正月、久坂義助、高杉晋作、伊藤博文、品川彌二郎の諸氏、之を武藏國荏原郡若林村に移せり。その墓碑、正面には、中央に松陰二十一回、猛士墓と題し、右に安政己未十月念七日死と刻し、左に吉田寅次郎行年三十歳と刻す。又その右側面には、辭世の詩
我今爲國死、死不肯君親、悠悠天地事、感賞在明神。

その墓碑以下悉削す

左側面には、辭世の歌

身はたどひ武藏の野邊に朽ぬとも留め置かまし大和魂
を刻せり。

松陰先生年譜略 吉田庫三氏所録を抄す

先生諱は矩方、字は義卿、松陰と號し、二十一回猛士及び蓬頭子の別號あり。通稱は初め虎之助、後に大次郎、松次郎といひ、又た寅次郎と改む。天保元年庚寅八月四日、長門國萩松本村護國山の南麓杉氏の家に生る。五年甲午、先生五歳、仲父吉田大助の假養子となる。家世、山鹿流兵學師範を以て毛利氏に仕へ、大番組に班す。

六年乙未、先生六歳、大助歿す。六月二十日、其後を嗣ぐ。しかして、杉氏に同居す。是歳、大次郎と改稱す。

九年戊戌、先生九歳、始て、家學教授見習として、藩學明倫館に登る。

十一年庚子、先生十一歳、登城して藩主忠正公の前に、武教全書戰法篇三戰を講す。公之を奇とす。

十三年壬寅、先生十三歳、親試あり。先生、武教全書を講し、又題を探りて、詩を賦す。

十五年甲辰、先生十五歳、親試に、武教全書を講す。公又特に命して孫子を講

せしめ、感賞して七書直解を賜ふ。是歲、藩士山田宇右衛門の説を聞き、愛國の志益々立つ。

弘化二年乙巳、先生十六歲。藩士山田亦介に就きて、長沼流兵學を兼修し、又藩士佐藤寛作より兵要録を受く。

三年丙午、先生十七歲。藩士林真人の家に寓す。山田亦介より兵學の免許を受く。藩士飯田猪之助に就きて、西洋陣法を研究す。

四年丁未、先生十八歲。學館の秋試に、平内府論を作る。

林真人

より、大星目録の免許返傳を受く。

嘉永元年戊寅、先生十九歲。公先生并に門人を城中に召して、家學の作業を視る。十月、學館再興に關する意見書を上る。

二年己酉、先生二十歲。水陸戰略を著す。尋ぎて、御手當方御内用掛を命せらる。親試あり、武教全書を講す。命を奉じて海岸を巡視す。門人を率ゐて羽賀臺に操習を行ふ。

三年庚戌、先生二十一歲。文學親試に中庸を講す。又親試に、武教全書を講す。

九州に遊び、平戸にて、葉山佐内、山鹿萬介に家學を叩き、其他、小倉、佐賀、大村、長崎、天草、島原、熊本、柳川、久留米などにて、文武知名の士を訪ふ。

四年辛亥、先生二十二歲。林真人より、極秘三重傳の印可返傳を受く。公、先生に就きて、山鹿流兵學皆傳を受く。先生、文武稽古萬世不朽の策を上る。

兵學研究のため、公に従ひ東行し、江戸にて、安積祐助、古賀謹一郎、山鹿高補、佐久間修理に従學す。十二月、東北遊歷の途に上る。

五年壬子、先生二十三歲。水戸、白川、會津、新潟、佐渡、弘前、青森、盛岡、仙臺、米澤を歴遊して、江戸に歸る。亡命の罪を以て、士籍を削り世祿を奪はれ、萩に於て、實父杉百合之助の劫となる。是時、松次郎と改む。

六年癸丑、先生二十四歲。十年間の遊學を許され、寅次郎と名を改め、萩を發し、攝津、河内、大和、伊勢、美濃、上野を經、名士を歴訪して、江戸に入る。六月、米艦を相摸の浦賀に視る。七月、露艦の長崎に來ると聞き、之に投せむとし、到れば既に去る。乃ち萩に歸り、再び江戸に赴く。

安政元年甲寅、先生二十五歲。海戰策を君覽に達す。三月、金子重輔と、共に江

戸を發し、下田に至り、米艦に到る。米人拒みて納れず。乃ち自首して江戸に拘致せられ、十月萩の獄に入る。

二年乙卯、先生二十六歳。十二月、獄を免されて杉氏に禁錮せらる。密に就きて學ぶものあり。

三年丙辰、先生二十七歳。藩禁未だ解けざれども、門人日に進む。是に於て、杉氏の宅地内にある小舎を家塾に充て、松下村塾の名を用ふ。

四年丁巳、先生二十八歳。十一月五日、松下村塾増築成る。

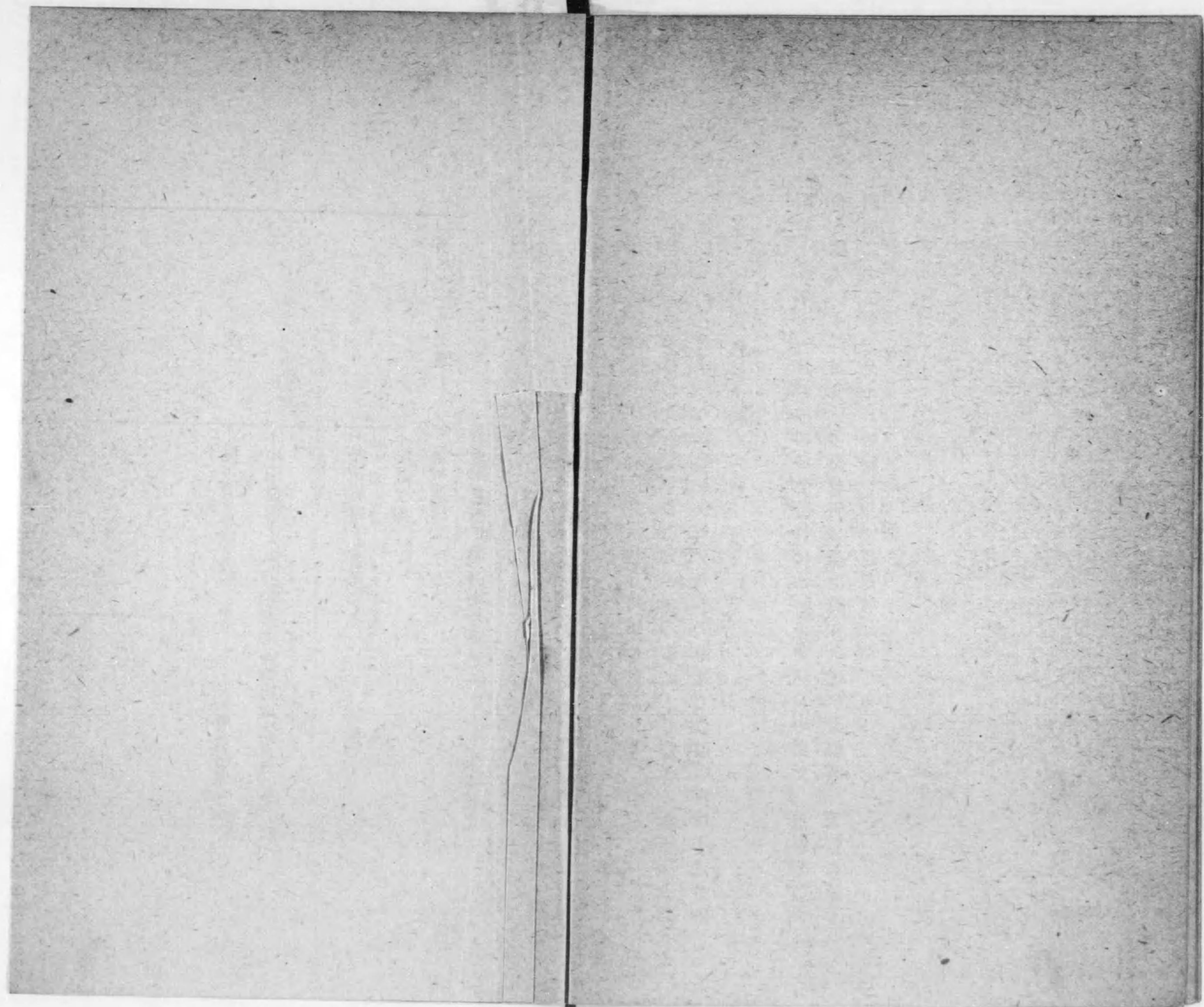
五年戊午、先生二十九歳。國を憂ふること益々深く、論策謀議、皆時務に切なり。六月、公先生の上書建言を許す。七月、家學教授の爲に門人を引見するを許す。先生感激し、大に論議する所あり。藩府之を忌憚して箝黙せしめむと欲し、旨を諭して一室に嚴囚せしめ、尋て獄に入らしむ。

六年己未、先生三十歳。獄中に在りて正義を唱道し、奮勵畫策、勉めて已まず。幕府藩に命じて先生を江戸に拘致せしむ。五月二十四日、先生杉氏に歸り、父母親戚に訣別し、翌日、檻輿萩を發す。六月二十五日、江戸に着し、七月獄に

下り、其後出庭四面にして、十月二十七日死刑に處せらる。

先生娶らず、子なし。文久三年、吉田家再興の命あり。杉修道の長子小太郎をして祀を承けしめ、舊祿を復せらる。小太郎死し、修道の女道子之を嗣ぎ、子の天死後、兒玉祐之の次子庫三嗣ぐ。

○
明治十五年十一月、若林村の墓畔に、松陰神社を建つ。事聞え、思召を以て金を賜ふ。十二月、先生の自贊肖像、留魂録、山河襟帶詩幅等、天覽に達す。明治二十二年二月十日、特旨を以て正四位を贈らる。



吉田杉兩家關係畧系

●一 吉田友之允重矩 兵法ヲ山鹿高基ニ學ブ
始テ毛利吉廣公ニ仕フ

●二 吉田十郎左衛門矩行 — 吉田半平 養子
後去ラル — ●三 吉田二十郎矩之 半平ノ子

●四 吉田市佑矩直 養子 — ●五 吉田又五郎矩定 養子 — ●六 吉田他三郎矩建

杉七郎兵衛政之 杉政常ノ
後ナツケ — 杉文左衛門德卿 郡 — 杉七兵衛常德

杉百合之助常道 — 杉民治修道 — 玉木豊子(玉木正誼妻) — ●九 吉田小太郎

●七 吉田大助賢良 — ●八 吉田寅次郎矩方 — 杉瀧子 — ●十 吉田道子

兒玉芳子(兒玉祐之妻) 初名千代子 — ●十一 吉田庫三 祐之次男

小田村壽子(小田村素太郎即楯取素彦先妻) — 杉艶子 — 楯取美和子(素彦後妻) 初ノ文子トイヒ久坂義助ノ妻タリ — 杉敏三郎

玉木文之進正韞 — 玉木彦助正弘 — 玉木真人正誼(乃木希典弟) — 玉木正之

大正六年十月二十五日印刷
大正六年十月三十日發行

【非賣品】

發行所

山口縣立萩中學校々友會

岩田博藏

山口縣吉敷郡山口町道場門前第九番地

印刷人

大津いわ

印刷所

全 山口響海館

325
258

終

